三　前二号に掲げるもののほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第十六条第一項その他の感染症法の規定に基づいて厚生労働大臣が特定感染症の予防若しくはそのまん延の防止に必要なものとして公表した内容又は特定感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十八条第一項に規定する基本的対処方針において同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置として定められた内容（次条第二号において「特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容」という。）に即して、法第四条の二第一項第一号ロの協力として法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの（法第四条の二第一項第三号の協力）

第六条　法第四条の二第一項第三号の政令で定める協力は、次のとおりとする。

一　体温その他の健康状態その他法第四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。

二　前号に掲げるもののほか、特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容に即して、法第四条の二第一項第三号の協力として法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの（法第四条の二第二項の政令で定める感染症及びその特定感染症国内発生期間）

第七条　法第四条の二第二項の政令で定める感染症は、結核とし、その特定感染症国内発生期間は、第一号に掲げる日から第二号に掲げる日までの間とする。

一　厚生労働大臣が、感染症法第十六条第一項の規定により公表した結核の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに結核の予防に必要な情報を踏まえ、営業者が宿泊しようとする者に対して法第四条の二第一項の規定に基づく協力を求めなければ旅館業の施設における結核のまん延のおそれがあると認め、その旨を告示した日

二　厚生労働大臣が、前号に規定するおそれがなくなつたと認め、その旨を告示した日

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第二条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第六号中「職業」を「連絡先」に改める。

（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和五年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。

第一条中「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。次条において「新旅館業法」という。）」を「新旅館業法」に、「改正法の施行の日（次条において「施行日」という。）」を「施行日」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（特定感染症国内発生期間の始期に関する経過措置）

第一条　生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第十六条第一項の規定により一類感染症又は二類感染症が国内で発生した旨の公表が行われた場合であって、施行日までに同項の規定により国内での発生がなくなった旨の公表が行われていないときは、施行日において同項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたものとみなして、改正法第一条の規定による改正後の旅館業法（以下「新旅館業法」という。）第四条の二第二項第一号の規定を適用する。

2　施行日前に感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の十第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたものとみなして、新旅館業法第四条の二第二項第二号の規定を適用する。

3　施行日前に感染症法第四十四条の七第一項の規定により指定感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用された場合であって、施行日までに感染症法第四十四条の七第三項の規定による公表が行われておらず、かつ、施行日において感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用されているときは、施行日において感染症法第四十四条の七第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用されたものとみなして、新旅館業法第四条の二第二項第三号の規定を適用する。

附　則

この政令は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

省　令

○厚生労働省令第百四十号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第三条第二項、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第四条の二第一項第一号イ、第二号及び第三号並びに第五条第一項第三号、旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）第五条第二号並びに国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十三条第六号の規定に基づき、旅館業法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十五日

厚生労働大臣　武見　敬三

旅館業法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（旅館業法施行規則の一部改正）

第一条　旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五条の二　法第四条の二第一項第一号イの厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 一　医師の診断の結果 二　特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項 2　法第四条の二第一項第一号イの報告は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、口頭でこれをすることができる。	（新設）